



市 章

大津市公報

令 和 6 年 10 月 16 日
号 外 （第 62 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次
○ 条 例
64 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年10月16日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第64号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議員報酬からの控除） 第5条 議員報酬は、議員の申出により、次に定めるものについて、当該議員の議員報酬から控除することができる。 (1)～(3) ー略ー <u>(4) 議員が使用するタブレット型端末（議会が指定するものに限る。）の通信に係る経費のうち議員が個人で負担する経費</u>	（議員報酬からの控除） 第5条 議員報酬は、議員の申出により、次に定めるものについて、当該議員の議員報酬から控除することができる。 (1)～(3) ー略ー

附 則

この条例は、令和 6 年11月 1 日から施行する。